

政党助成法の廃止を求める決議

国民1人当たり250円の負担で、年間約320億円の税金を、届け出た政党に配分する政党助成金は、1995年に小選挙区制の導入と並ぶ「政治改革」として実施された。

その背景は、80年代末から90年代初めにかけて噴出した「政治とカネ」をめぐる問題であり、20年たった今も、第3次安倍内閣において重大問題となっている。

政党助成金は、企業・団体献金の禁止を前提に、税金で政党財政を支援するものとして導入された。小選挙区制とともに政党助成金が導入されてから20年もたつのに、企業・団体献金がいまだに禁止されていないのは、政党助成金を続ける道理も大義もないことを示している。

この20年間、政党助成金として配分された金額は、総額で約6,311億円に上る。財政悪化を理由に国民には福祉の削減や消費税の増税まで押しつけているのに、毎年巨額の税金が道理のない政党助成金に使われているのは、財政問題としても大問題である。

もともと支持政党や政党を支持するかどうかにかかわらず国民に一律に負担させる政党助成金は、国民の「思想・信条の自由」や「政党支持の自由」に反するものである。国民の権利を尊重するなら、政党はまず受け取りを辞退するのが当然である。

政党助成金を受け取っている政党は、政党運営の財政の大部分をこの税金に依存しており、自民党で約6割、民主党は約8割となっている。国民に「自立・自助」を求める政党が、財政的に自立せず、税金に依存している状況はいただけない。また既成政党の最大の既得権益になっているのも問題である。しかも政党助成金を受け取る政党として届け出る時期になると新党の結成や解散が相次ぐように、税金頼みの活動は政党そのものを堕落させている。政党助成金を続けるのはまさに百害あって一利なしである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、身を切る改革として、政党助成金は直ちに廃止することを強く求める。

上記、決議する。

平成27年3月23日

三 鷹 市 議 会